

清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業 入札説明書に関する第2回質問に対する追加回答

番号	頁	記号						質問等	回答
		1	2	3	4	5	6		
2	3	1	4					入札説明書等に関する質問の受付は今回で最後になっておりますが、一部資料が公表されていないもの（施設有償貸付契約の貸付料の算定式）もあり、もう一度質問の機会を設けて頂くことについてご検討頂けないでしょうか。	第3回の質疑回答を実施します。詳細については、別紙を参照。
4	9	3	2	1	エ	(#)		応募グループの協力企業の位置づけとして個人（教育関係者等）を申請する場合、参加資格審査申請書添付書類はどの様にすべきかお示し頂けないでしょうか。	「教育関係者等」とは、大学関係者や関係有識者等との趣旨であった。この場合には、経歴書及び過去1年間に納税の滞納がないことを確認できる書類の写しを提出すること。

清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業 基本協定書案に関する第2回質問に対する回答の修正

番号	頁	記号						質問等	回答
		1	2	3	4	5	6		
1	4	10	1					「基本協定書案に関する質問に対する回答」の番号31及び「基本協定書案に関する第1回質問に対する回答」の番号4を踏まえ再度確認させていただきます。 本条文は「・・・構成員のいずれかの者において本件特定事業契約に関し第6条第1項各号の事由が生じたとき」との記載がありますので、本件事業とは無関係の別事業で第6条第1項各号の事由が生じても違約金は課せられないと理解して宜しいでしょうか。仮にそうでない場合、この条項は特定事業契約の締結後いつまで有効でしょうか。これが事業終了まで有効となる場合、事業者にとって過大な負担となり、事業参加の是非を検討する必要があるためご検討の程お願い致します。	本回答を以下のように修正する。 旧：平成20年2月1日付「基本協定書案に関する質問に対する回答」番号18参照。 ↓ 新：前段につき、ご理解の通りです。